

一般社団法人 東京建設業協会  
会長 飯塚恒生 殿

東京労働局 労働基準部長



## 解体工事における労働災害防止の徹底について(要請)

当局管内における平成26年の建設業に係る死亡災害の発生件数は37件であり、うち5件が解体工事現場で発生しています。また、平成27年においても建設業における死亡災害20件のうち、5件が解体工事現場で発生(8月17日現在)しており、大変憂慮すべき事態となっています。今後、年末にかけてさらに解体工事現場で労働災害が多発することが懸念されることから、解体工事現場における労働災害の発生に歯止めをかけるべく、工事現場内における安全衛生管理の更なる強化徹底を図る必要があります。

つきましては、死亡災害をはじめとする労働災害の撲滅のため、解体工事現場における安全衛生管理の重要性をあらためて認識していただき、次の事項を重点として、貴団体の会員に対して労働災害防止活動の徹底等を図っていただくよう、要請します。

### ●重点事項

- 墜落・転落災害の防止
- 崩壊・倒壊災害の防止
- 解体用機械による災害の防止
- 一酸化炭素中毒による災害の防止

### 【具体的な実施事項】

- 1 事前調査・作業計画の作成、周知の徹底
  - ・解体する建物等について、設計図書や所有者等からの改修・改造等の履歴情報の収集・確認や建物周囲、近隣建物等の状況について事前に調査を行うこと。
  - ・調査結果に基づく解体物の構造や強度を把握した上、適正な工法の選択等について検討し作業計画を作成するとともに、安全衛生対策を具体的に示すこと。
  - ・関係労働者に対して作業計画の周知及び明確な作業指示を行い、作業手順を遵守させること。
- 2 墜落・転落災害防止措置の徹底
  - ・墜落危険箇所においては、有効な作業床の確保や手すりの設置等の墜落防止措置の徹底を図ること。
  - ・墜落防止設備を設けることができない箇所については、安全带取付設備の設置及び安全带の使用について、指導徹底すること。
- 3 崩壊・倒壊防止措置の徹底
  - ・解体中における建物の崩壊、倒壊防止措置の徹底及び壁倒し作業等における安全な作業手順を遵守すること。
- 4 解体用機械による災害防止措置の徹底
  - ・解体用機械の転倒防止等、安全作業の徹底を図るとともに作業範囲内への立ち入り禁止、誘導員の配置等、接触防止措置を講ずること。
  - ・作業員の安全通路を確保すること。
- 5 解体工事に係る資格者の有無の確認、有資格者の充足
  - ・作業主任者の選任が必要な作業がある場合には、一定の資格を有する者の中から作業主任者を選任し、必要な職務を的確に行わせること。
  - ・解体用機械の運転業務に係る資格者の確認と足場の組立て・解体等に従事する作業員に対して特別教育を実施すること。

## 6 一酸化炭素中毒による災害防止の徹底

- ・屋内等自然換気が不十分な所においては、原則として内燃機関を使用しないこと。必要に応じて内燃機関を使用する際には、換気対策を確実に行うこと。

## 7 関係労働者に対する安全衛生教育の実施と安全衛生意識の向上

- ・送り出し教育の的確な実施及び作業開始前における危険予知活動を励行すること。